重要事項説明書

居宅介護支援サービス提供にあたり、厚生省令第38号第4条に基づいて、当居宅介護事業所しはとの郷があなたに説明すべき事項は、次のとおりです。

1.事業者

事業者の名称	社会福祉法人幡豆福祉会
事業者の所在地	西尾市吉良町友国新田4の2
法人別	社会福祉法人
代表者名	理事長　岡田　巖
電話番号	0563－35－1891
知事認可月日	平成元年12月28日

2. 利用の事業所　（R3.2.1より）

事業所の名称	居宅介護支援事業所しはとの郷
事業所の所在地	西尾市鳥羽町迎49の2
管理者の氏名	小田　悦代
電話番号	0563－62－6677
FAX番号	0563－62―6680
指定事業所番号	2375900012

3.利用事業所であわせて実施する事業

事業の種類	愛知県知事の事業者指定	利用定員
特別養護老人ホーム	みなし規定適用施設　指定番号2375900061	80名
短期入所生活介護事業	指定年月日　平成11年11月30日　指定番号2375900095	20名
地域密着型通所介護事業	指定年月日　平成29年7月1日　指定番号2375900079	18名
訪問介護事業所	指定年月日　平成11年12月28日　指定番号2375900129	

4.事業の目的及び方針

事業の目的　地域の要介護状態及び要支援状態にある高齢者の方々に適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

事業の方針　地域の要介護状態及び要支援状態にある高齢者の方々の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し実施する。

5.職員の職種、人員及び内容　（R4.11.1 より）

従業者の種類	員数	区分				事業者の指定基準	職務内容
		常勤		非常勤			
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者（主任介護支援専門員）	1名		○			1名	居宅介護支援事業所の業務の把握、管理を行う。
介護支援専門員	3名以上	○	○	○		3名	居宅介護支援業務を行う。

6.職員の勤務体制

従業員の職種	勤務体制	休日
管理者・介護支援専門員	正規の勤務時間帯　8時30分～17時30分	4週8休
非常勤介護支援専門員	正規の勤務時間帯　9時～15時	週2休

7.営業日等

営　業　日	土、日、祝日、年末年始12月29日から1月3日までを除く毎日
営業時間	8時30分から17時30分

8.事業の実施地域　（R3.2.1より）

通常の実施地域	西尾市（寺部町・鳥羽町・西幡豆町・東幡豆町・吉良町・一色町）
	その他、相談に応じる（但し、佐久島は除く）

9.居宅介護支援サービスの概要

令和4年12月より特定事業所としての体制を整え、特定事業所加算Ⅱを取得する事業所である。

種　　類	内　　容	提供方法
相談援助	訪問や電話による相談を受け、それに対しての情報提供や助言を行う。	24時間連絡可能な体制をとり、電話や訪問での対応を行う。祝日、休日の日中は事務所、時間外は専用の電話番号にて対応をする。 夜間連絡先：℡（080-4078-2127）
情報提供	希望や状況に合わせてサービスなどの情報を提供する。	サービスや介護保険制度についての情報を集め、必要に応じて提供をする。
連絡調整	希望や状況に合わせてサービス事業所や機関等との連絡調整を行う。	サービス事業所や機関の情報を収集し、利用者の都合や希望に合わせた日程や利用の調整を行う。
居宅サービス計画の作成	在宅での生活をより良く続けていく為のプランを検討する。利用者や家族に状況や希望を確認をしながら適切なサービス利用が行えるようプランを作成する。	利用者の家庭へ訪問し、面談や関係多職種との会議を行い、居宅サービス計画の作成をする。
サービス実施状況の把握・評価（モニタリング）	居宅サービス計画の作成後において、サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて、居宅サービス計画の変更、サービス事業者等との連絡調整を行う。 （モニタリング） 少なくとも月1回訪問し、モニタリングを行う。また、テレビ電話装置等を活用した面接で要件を満たす場合、2ヶ月に1回は訪問を行う。	利用者及び家族、サービス事業所との連絡を継続的に行い、定期的に居宅を訪問し、面接を行う。
要介護認定の申請代行	利用者の依頼を前提に、市役所へ本人に代わって申請する。	依頼を受け、認定申請の代行を行う。

10.苦情等の申立て先

当居宅介護支援事業所 しはとの郷相談コーナー	窓口担当者 ご利用時間 ご利用方法	小田　悦代 毎日8時30分から17時30分 来所・電話・FAX・Eメール・事務所設置ご意見箱 TEL 0563－62－6677　FAX 0563－62－6680 Eメール　kyotaku@shihato.com
窓口担当者 西尾市役所　健康福祉部長寿課	窓口担当者 ご利用時間 ご利用方法	給付担当 9時から16時（土、日、祝日、年末年始を除く） 訪問・電話 TEL　0563-65－2119(直通)
愛知県国民健康保険団体連合会	窓口担当者 ご利用時間 ご利用方法	介護福祉課　苦情相談室 9時から17時（土、日、祝日、年末年始を除く） 電話・FAX TEL　052－971－4165　FAX　052－962－8870

私は、本書面に基づいて　介護支援専門員　（氏名　　）

から上記事項の説明を受けたことを確認します。

令　和　　年　　月　　日

利用者　住所　　印

（自筆　・　代筆）　氏名

家族代表者　住所　　印

氏名　　続柄